

第2期熊本県地域未来投資促進基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、令和5年7月1日現在における熊本県（熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、苓北町）の行政区域とする。概ねの面積は74万ヘクタール程度（熊本県面積）である。

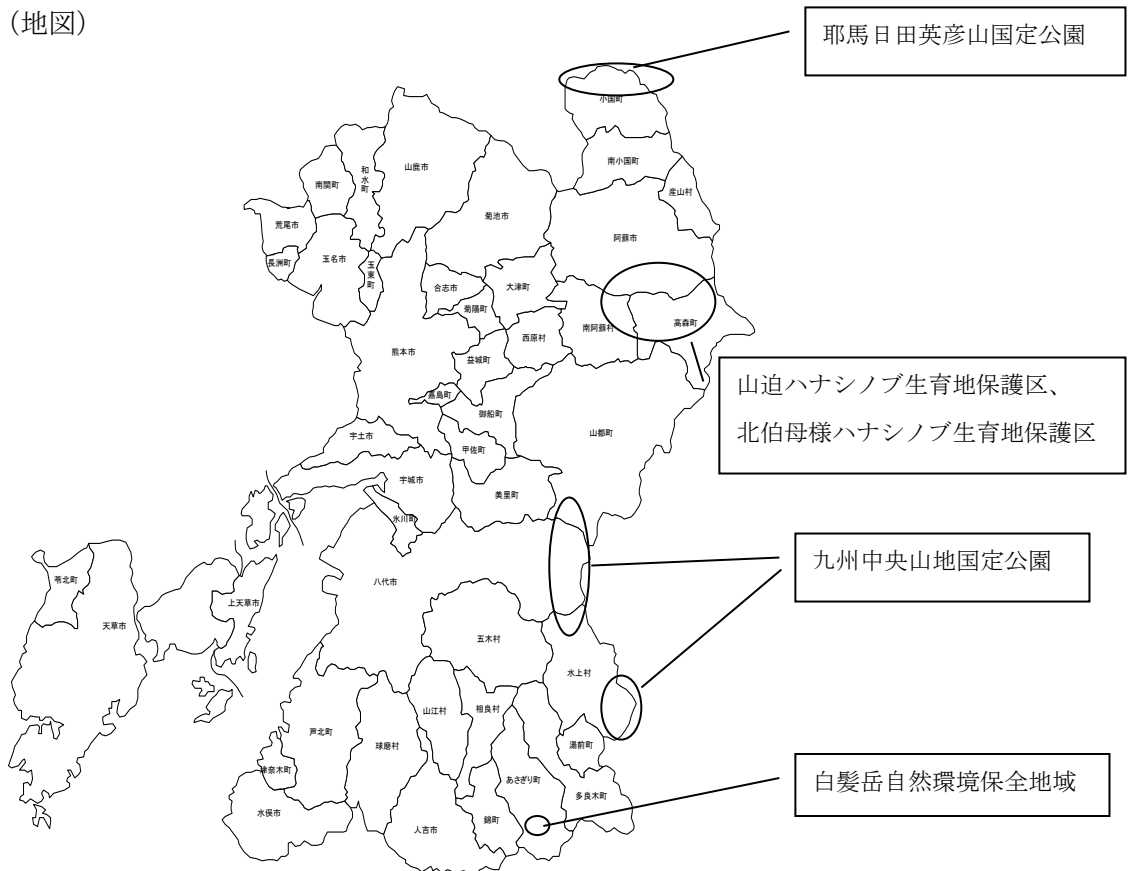
本区域は、阿蘇くじゅう国立公園、雲仙天草国立公園及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。環境保全上重要な地域における地域経済牽引事業計画を承認する場合は、地方環境事務所、都道府県の自然環境部局と事前に調整を図る。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域は本促進区域に存在しない。

以下の自然環境保全法に規定する自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国定公園区域は、本促進区域から除外する。

（自然環境保全地域・・・白髪岳自然環境保全地域
生息地等保護区・・・山迫ハナシノブ生育地保護区、北伯母様ハナシノブ生育地保護区
国定公園区域・・・耶馬日田英彦山国定公園、九州中央山地国定公園）
重点促進区域の設定にあたっては、「（2）地域の特色」と調和して整合を図るものである。

(地図)



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

本県は九州地方のほぼ中央に位置し、県土の約63%が森林で占められている。北部は比較的緩やかな山地、東から南にかけては標高1,000m級の山々に囲まれている。西部は有明海及び八代海に面し、外洋の東シナ海に続いている。また、県内には世界最大級のカルデラ火山阿蘇を含む「阿蘇くじゅう国立公園」、大小120の島々からなる「雲仙天草国立公園」と2つの国立公園を持ち、山あり海ありの、美しい景観に富んだ地形になっている。

気候は概して温暖（年平均気温18℃）で、内陸性気候のため天草地方などの一部を除いて寒暖の差が大きいのが特徴である。

また、九州地方のほぼ中央に位置する本県は、九州の全ての県と陸・海で接しており、地理的優位性を備えている。韓国・中国へは東京よりも距離的に近く、アジアを中心としたグローバルな活動に抜群のロケーションとなっている。

さらに、良質で豊富な水資源に恵まれており、環境省が選定した「名水百選」に全国最多の4箇所が選ばれているほか、人口約74万人の県都熊本市の水道水は全て地下水でまかなわれている。

②インフラの整備状況

○ 阿蘇くまもと空港

阿蘇くまもと空港は、昭和46年に開港し、熊本市中心部から東へ18km、大津町、菊陽町、益城町にまたがる標高193mの台地に立地している。霧が発生しやすいことから、平成18年に計器着陸装置「CAT-Ⅲb」の運用を開始、昭和55年には滑走路を3,000mに延伸し大型ジェットの就航を可能とした。

また、空港の運営権を民間に売却するコンセッション方式を導入し、令和2年4月から熊本国際空港（株）による空港運営を開始した。令和5年3月には国内線・国際線一体型の新旅客ターミナルビルが開業され、交流人口の拡大と地域の活性化が期待されている。加えて、熊本地震からの創造的復興の総仕上げとして、空港と周辺地域の活性化に向けて熊本市中心部と空港を結ぶ空港アクセス鉄道の整備等に取り組んでいる。

空港利用者数については、平成30年度の約346万人が過去最高であり、令和4年度は約264万人となっている。航空貨物取扱量については、以前は約16,000トンで推移していたが、新型コロナウイルス感染症の影響による路線の運休・減便などのため、減少が続き令和4年度は約7,700トンとなった。

○ 港湾

本県には、重要港湾3港及び地方港湾23港の計26港があり、地域の経済活動を支える物流・人流の拠点として、また、大規模災害発生時には、支援物資輸送等の防災拠点として重要な役割を担っている。

そのうち、八代港は、九州の中南部地域に立地する企業や様々な産業の物流拠点である。昭和34年に重要港湾指定、同41年に関税法上の開港指定、平成6年には外国産食糧輸入港の指定を受け、本県を代表する国際港湾となった。韓国釜山や台湾との国際定期コンテナ航路が就航しており、コンテナ取扱量は順調に増加している。また、平成29年には国際旅客船拠点形成港湾にも指定され、令和2年3月にクルーズ専用岸壁（耐震強化）を含む「くまモンポート八代」が完成、クルーズ船の受入拠点となっている。

熊本港は、九州自動車道や熊本都市圏に30分程度でアクセスできるなど道路ネットワークに優れており、熊本都市圏背後に立地する企業の物流拠点である。昭和49年に重要港湾の指定を受け、平成11年には、八代港と同様に国際定期コンテナ航路が開設、熊本都市圏及び背後立地企業の物流を支えている。令和5年4月から神戸港を結ぶ新たな国際フィーダー航路が就航し、取扱貨物は増加傾向である。

○ 鉄道

九州新幹線鹿児島ルートは、全国高速交通体系の根幹を形成し、九州を縦に結ぶ大動脈として、博多駅（福岡市）と鹿児島中央駅（鹿児島市）288.9kmを結ぶルートである。

平成23年3月に全線が開通し、熊本駅（熊本市）から博多駅を32分、熊本駅から

新大阪駅（大阪市）を約３時間で結ぶこととなり、利用実績は全線開業前と比較して熊本駅から博多駅で約５割増と、九州内や関西圏などとの交流人口の拡大に寄与している。

○ 道路

本県の高規格道路は、縦軸として骨格となる高速道路の九州縦貫自動車道が整備されている。さらに八代市から鹿児島市を結ぶ延長約１４０ｋｍの南九州西回り自動車道の整備を促進しており、全線開通すれば九州南西部の地域経済の活性化及び高速定時性の確保に大きく寄与するものと期待されている。

また、有明海沿岸地域では、熊本港・長洲港・三池港・九州佐賀国際空港などの重要拠点を効果的に連絡する有明海沿岸道路の整備を促進しており、令和５年４月には、県内初の事業区間となる荒尾道路が新規事業化されるなど、早期整備に向けた取組みが推進されている。本路線の整備により、熊本都市圏と荒尾・玉名地域の交流促進や、熊本港の物流機能を生かした県内産業の活性化などに大きな役割を果たすことが期待されている。

横軸については、嘉島町と宮崎県延岡市を結ぶ九州横断自動車道延岡線（九州中央自動車道）の整備を促進しており、令和５年度には、山都中島西ＩＣから山都通潤ＩＣまでが開通した。全線開通すれば、九州縦貫自動車道と東九州自動車道に直結し、九州地方全体の産業、経済、文化の交流発展に寄与するものと期待されている。さらに、熊本市と大分市を結ぶ延長約１２０ｋｍの中九州横断道路では、沿線において世界的半導体企業であるＴＳＭＣ関連工場の建設が、令和６年の本格稼働に向けて進められており、本道路の早期完成に向けての動きが加速化している。これらの路線が全線開通すれば、熊本県の地理的優位性を最大限に発揮できる。熊本市と天草市を結ぶ延長約７０ｋｍの熊本天草幹線道路については、熊本都市圏と天草地域を９０分で結ぶ９０分構想の達成に向け、国及び県で整備に取り組んでいる。令和５年２月２５日には本渡道路Ⅱ期が新規事業化となる等、早期完成に向けて、着実に整備が進んでおり、天草地域の産業や観光振興に寄与するものと期待されている。

熊本都市圏では、令和３年６月に策定した「熊本県新広域道路交通計画」において、熊本都市圏の定時性と速達性を兼ね備えた道路ネットワークの形成に向け、「１０分・２０分構想」を掲げ、熊本都市圏北連絡道路、熊本都市圏南連絡道路、熊本空港連絡道路の３路線を新たな高規格道路に位置付けた。現在、国の支援のもと、県と熊本市でルートや構造など、様々な観点から検討を進めている。本路線の整備により、県民生活の利便性向上などの生活面や、物流の効率化などの産業面でも、大きな効果が期待されている。

③産業構造

本県の県内総生産は６兆１，０５１億円（令和２年）で、全国の約１％を占める。

1人あたりの県民所得は2,498千円（令和2年）、就業者数は81.9万人（令和2年）で産業ごとの生産額の比は、1次：2次：3次=2.9%：28.3%：68.1%（令和2年）である。（熊本県 県民経済計算報告書 令和2年度(2020年度)版、令和2年国勢調査）

農林水産業については、豊富な地下水や肥沃な土壌、県土の63%を占める森林、三海域からなる豊かな漁場など恵まれた環境・地域資源を活かし、多彩な魅力ある農林水産業の創出・発展に取り組んできた。

令和3年は、農業産出額が3,477億円（全国5位）、林業産出額は190億円（全国7位）、漁業産出額は342億円（全国12位）（熊本県「くまもとの農林水産業2023」）と、全国有数の農林水産物の生産県である。

製造業については、令和3年の本県製造業における製造品出荷額ベースで、生産用機械器具（20.0%、6,448億円）、電子部品・デバイス・電子回路（12.9%、4,161億円）、食料品（12.6%、4,047億円）、輸送用機械器具（12.5%、4,039億円）が上位であり（経済産業省「2022年経済構造実態調査」）、これらの産業で製造業の約6割を占める基幹産業となっている。また、台湾の世界的半導体メーカーが県内に進出することで、（株）九州フィナンシャルグループの試算によると、10年間で約6兆9,000億円の県内への経済波及効果が期待されている。

観光業については、本県の令和元年の観光消費額が3,220億円であったが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、直近の令和3年は1,906億円に落ち込んだ。また、延べ宿泊者数も、平成30年の805万人から、令和3年には473万人に減少した。しかしながら、令和4年には約630万人となり（熊本県「令和3年(2021年)熊本県観光統計表」、観光庁「宿泊旅行統計調査2022年」）、令和元年の8割まで増加しており、令和5年上半期にはコロナ禍前と同水準まで回復してきている。特にインバウンドについても、水際対策の終了後徐々に回復傾向にあるが、熊本と台北を結ぶ国際航空路線が就航するなど更なる増加が期待される。

④人口分布の状況等

本県の人口は、平成10年を境に減少傾向にあり、全国よりも約10年早く人口減少局面に突入し、令和5年4月1日時点で170.8万人（熊本県「熊本県の人口と世帯数」）となっている。合計特殊出生率は全国平均よりも高い水準にあるものの、出生数自体は減少傾向にあり、平成15年以降、死亡数が出生数を上回る自然減の状態となっている。社会増減は、総じて転出が転入を上回る社会減の状態にあり、年齢別では15歳から24歳の転出超過が極めて多く、地域別では東京圏や福岡県への転出超過が続いている。また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」に準拠した方法での推計では、本県の人口は2060年で124.3万人になると見込まれている。

る。

令和３年３月に改訂された熊本県人口ビジョンでは、出会いから結婚・妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援や熊本への人の流れの加速化等を図ることで、本県の２０６０年の人口を１４１．１万人とする将来展望を示している。

平成２８年熊本地震の発生に伴う県外への避難などの影響から、熊本県推計人口調査によると、平成２８年は５，８４０人の社会減が生じたが、平成２９年には２，０３０人、令和３年には１，３０６人の社会減となっている。

⑤熊本地震、令和２年７月豪雨による被災状況及び創造的復興等

【熊本地震】

本県は、平成２８年４月１４日と１６日の二度に渡り、かつて経験したことのない震度７の地震に襲われ、令和５年８月１０日時点で死者が２７３人、重軽傷者が２，７３９人に上った。

住家被害は、令和５年８月１０日時点で約１９万８千棟に上る。また、国道５７号、阿蘇大橋などの幹線道路の寸断や、電気、水道、ガス、通信などのライフラインの停止など、県民の生活を支えるインフラに甚大な被害が生じた（停電約４５万戸、ガス供給停止約１０万戸、断水約４３万戸、通信断約１万件）。さらに、県民の誇りである熊本城のほか、水前寺成趣園や阿蘇神社など県民の宝というべき文化財も大きな被害を受けた。

なお、熊本地震による被害額は、約３．８兆円（熊本県推計、Ｈ２８．９．１４時点）であり、その復旧費用だけでも非常に大きな経済的負担を強いられた。

（公共土木施設）

県・市町村管理の公共土木施設では、道路３，０７２箇所、河川１，４２０箇所、下水道１２１箇所、橋梁１５１箇所など、計４，９７６箇所で被害が確認された（平成２９年１月２０日時点、災害査定結果による。熊本市の公園を除く。熊本地震後の梅雨前線豪雨等により発生した災害を含む。国による代行施行分を除く。）。南阿蘇村では、大規模な山腹崩壊で国道５７号が通行不能となり、国道３２５号阿蘇大橋が落橋した。

なお、阿蘇大橋については、令和３年３月に「新阿蘇大橋」として生まれ変わった姿で開通し、国道５７号北側復旧道路の開通等と併せて阿蘇へのアクセスが大幅に改善された。

また、県道熊本高森線では、トンネルの壁面剥落や複数の橋梁損傷により約１０キロの区間が通行止めとなっていたが、国による俵山トンネルと旧道を迂回したルートを確認する工事が完了したことにより、平成２８年１２月に開通した。令和元年９月には大切畑大橋の復旧完了により、通行止め区間が開放され、全線が開通した。

（公共交通機関）

阿蘇地域において、土砂災害やトンネル・橋梁の損傷等により、ＪＲ豊肥本線（肥後大津（大津町）－豊後荻（大分県竹田市）間）と南阿蘇鉄道（全線）が不通となった。

なお、令和2年8月にはJR豊肥本線が全線開通し、南阿蘇鉄道についても令和5年7月15日に全線での運転を再開した。また、創造的復興の一環として、南阿蘇鉄道の始発・終発点である立野駅・高森駅と駅周辺の再開発が進められている。

(農林水産業)

農業では、田・畑における法面崩壊や地割れ等が11,172箇所確認され、大切畑ダム等のため池、水路、農地海岸堤防等にも損傷等の被害が発生した。また、農舎・畜舎の倒壊や選果場、カントリーエレベーター、卸売市場など共同利用施設等の損壊、更には、農作物や家畜についても被害が発生した。

林業では、山腹崩壊が439箇所確認され、104ヘクタールで立木被害が発生しているほか、林道施設、木材加工施設等で被害が確認された。

なお、令和3年7月に再建された阿蘇神社の拝殿には、創造的復興の取組みとして、スギやヒノキなど地域材（県産材）が約8割使用されている。令和5年7月には、神社のシンボルで国指定重要文化財である「楼門」の新しい姿が公開され、12月の完成を目指して復旧工事が進められている。

水産業では、海岸、漁港の防波堤・護岸の破損等が63箇所で発生し、荷さばき所等の共同利用施設や養殖施設にも被害が生じた。また山腹崩壊等による河川への土砂流入が原因で、河口域に土砂が広範囲に堆積し、アサリ等のへい死や衰弱が確認された。

(商工業)

自動車関連企業や半導体関連企業をはじめ主要産業の多くで、工場や製造設備の破損等が確認された。県内部品メーカーの操業停止によって生じたサプライチェーンの寸断は、本県のみならず全国の企業活動にも影響を及ぼした。

また、商業・サービス業では、健軍商店街でアーケードが損壊するなど、熊本都市圏や阿蘇地域を中心に、商店街や共同店舗をはじめ多くの店舗や事業所が被災し、営業の休止や縮小を余儀なくされた。

観光業においては、建物や温泉の湯量減少等の被害を受けたホテル・旅館等の被災施設数を529施設と推計。直接的な被害が発生していない地域においても風評被害が発生し、県内の宿泊キャンセル数は発災後約1カ月間で33万人を超えた。特に、本県観光をけん引してきた阿蘇地域の観光産業は大きな打撃を受けたが、観光施設や主要アクセスルートの復旧により、観光客数の回復が見込まれる。

【令和2年7月豪雨】

本県は、令和2年7月3日～4日にかけて、線状降水帯の長期停滞により、2日間で7月の平均雨量約1か月分を観測する豪雨に見舞われた。球磨川流域を中心に多数の家屋浸水や土砂災害が発生し、人的被害では、死者数67名、行方不明者2名、住家被害では、全壊1,493棟、半壊3,117棟、床上浸水286棟、床下浸水420棟の甚大な被害が生じた（令和4年3月31日確定値）。また、被害総額（令和3年3月3

0日時点)は5,222億円(建築物1,554億円、公共土木施設1,513億円、農林水産関係1,019億円等)であり、昭和以降に発生した災害のうち、熊本地震に次ぐ被害額となった。

(公共交通機関)

球磨川第四橋りょうの流失や車両の浸水等から、くま川鉄道は全線運休となった。令和3年11月に肥後西村駅～湯前駅間で部分運行を開始しており、全線運転再開に向けた復旧工事が進められている。また、一部運休となったJR肥薩線についても、関係機関とともに鉄道復旧に向けた協議を進めている。

(公共土木施設)

県及び市町村管理の公共土木施設災害査定結果によると、河川1,772箇所、道路1,467箇所、橋梁25箇所の被害が生じた。166の孤立集落が発生したが、令和3年7月までに、アクセス道路応急復旧は完了している。また、流失橋10橋のうち1橋が復旧完了し、残りの9橋についても本復旧工事が進められている。また、新たな治水の方向性を踏まえた抜本的な対策として、新たな流水型のダムについて検討が進められている。

(商工業・農林水産業)

商工業については、被害を受けた事業者に対して、なりわい再建支援補助金による復旧支援を行い、交付決定事業者のうち、9割を超える事業者の復旧が完了している。農林水産基盤については、被害を受けた営農用機械・施設等の全件復旧作業が完了しており、農地・農業用施設、林道・治山施設の復旧工事が進められている。また、球磨川の氾濫により浸水被害を受けた人吉温泉については、令和5年6月末時点で、復旧率が9割を超えている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本県は、令和3年の農業産出額が3,477億円(全国5位)、生産農業所得が1,485億円(同4位)(熊本県「くまもとの農林水産業 2023」)であり、全国有数の農林水産物の生産県である。また、製造業においては、令和3年の製造品出荷額ベースで、生産用機械器具(20.0%、6,448億円)、電子部品・デバイス・電子回路(12.9%、4,161億円)、輸送用機械器具(12.5%、4,039億円)が上位を占めており、半導体・自動車関連産業が基幹産業となっている。製造品出荷額の構成比を元にし、全国を比較対象とした特化係数では、生産用機械器具とゴム製品が2.9と最も高く、以下、電子部品・デバイス・電子回路が2.6、木材・木製品が1.9、食料品が1.4、飲料・たばこ・飼料が1.3であり、優位性のある業種となっている。(経済産業省「2022年経済構造実態調査」)

本県の基幹産業である農林水産業、半導体・自動車関連産業の更なる経済発展を促進する

とともに、阿蘇くまもと空港周辺地域を拠点として新たな産業の創出を目指すU Xプロジェクトの推進や、豊富な地域資源とスポーツ等を組み合わせた新たな観光スタイルの確立等を図り、持続可能な「新しいくまもと」を創造していく。

また、生産現場や企業等におけるI o T・A Iの導入、D X（デジタルトランスフォーメーション）の促進により、ものづくり産業の変革や他分野とのイノベーションエコシステムの構築、スマート農業による省力化・生産性の向上をとおした競争力のある農林水産業の実現、デジタル技術等を活用したマーケティングやストレスフリーな観光の構築等を可能にし、県内における産業発展の加速化を図っていく。

加えて、台湾の世界的半導体メーカーの進出を契機とする、半導体関連産業をはじめとするサプライチェーンの強靱化やインバウンドの拡大、阿蘇くまもと空港とその周辺地域の機能強化による「新大空港構想」や中九州横断道路等のインフラ整備等をとおして、県内全域における更なる県経済の成長を実現する。

（２）経済的効果の目標

１件あたり約１億１，９６９万円の付加価値を創出する地域経済牽引事業を１８０件創出し、これらの地域経済牽引事業が本県内で１．３倍の波及効果を与え、トータルで約２８０億７４６万円の付加価値額を創出することを目指す。

この額は、本県の全産業の付加価値額（約２兆９，４７０億円）（経済産業省「令和３年経済センサス-活動調査」）の約１％に相当し、目標達成により本県経済活性化の促進が期待できる。

また、K P Iとして、計画終了までに１８０件の地域経済牽引事業を承認することを目指す。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業 による付加価値創出額	３７２億５，５０７万円 ※令和４年度末時点	６５２億６，２５３万円	＋７５％

【任意記載のK P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の 承認件数	１８９件 ※令和４年度末時点	３６９件	＋９５％

【５（３）で指定する業種の経済的効果の目標（指定する業種ごと）】

付加価値額	現状	計画終了後	増加率
業種：	一百万円	一百万円	

業種：	－百万円	－百万円	
業種：	－百万円	－百万円	

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において、記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の付加価値額の増加分が42.9百万円（熊本県の1事業所あたりの平均付加価値額（経済センサスー令和3年活動調査））を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で1%増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で10%増加すること
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で1%増加すること
- ④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で4%増加すること

なお、(2)、(3)については、事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

別添のとおり

なお、以下の環境保全上重要な地域は存在していない。

- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区
- ・自然公園法に規定する国立公園・国定公園

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①「くまもとの赤」等の特産物を活用した稼げる農林水産業分野
- ②阿蘇地域の山々や天草地域の海等の自然環境を活用した自然共生型産業分野（アグリ・バイオ・ヘルスケア等）
- ③半導体、輸送用機械、食品・医薬品・医療機器等の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ④「くまもと DX 推進コンソーシアム」や熊本県産業技術センターの取組み等を活用したデジタル関連分野
- ⑤県内各地の観光資源や世界文化遺産、県産品等を活用した観光・物産分野
- ⑥阿蘇くまもと空港や八代港、熊本港、熊本駅等のインフラを活用したまちづくり分野

(2) 選定の理由

①「くまもとの赤」等の特産物を活用した稼げる農林水産業分野

農業については、農業所得の向上に向けて、くまもとらしい新たな品種、いちご「ゆうべに」、不知火類（デコポン）「肥の豊」、い草「涼風」などの開発、トップグレード米の推進など品質の向上による「P：価格の上昇」、水田の汎用化や大区画化、耐候性ハウスの整備、温州みかんの隔年結果対策など「Q：安定した生産量の確保」、農地集積の加速化や大規模な地域営農組織の設立、選果場の再編整備など「C：コストの削減」等により「 $P \times Q - C$ 」の最大化に取り組んできた。

その結果、令和3年の農業産出額は3,477億円（全国5位）、生産農業所得が1,485億円（同4位）となっている。品目別にみると、収穫量全国1位が7品目[トマト、すいか、不知火類（デコポン）、葉たばこ（販売量）、いぐさ、宿根カスミソウ、カリフラワー]、全国2位が6品目[なす、メロン、しょうが、なつみかん、くり、トルコギキョウ]、全国3位が2品目[いちご、アスパラガス]、全国4位に1品目[うんしゅうみかん]など、全国的に上位を占める品目が数多くある。

林業においては、県産木材需要を最大化させ成熟した資源を活かす林業を目指し、公共施設等の木造化・木質化や木材の輸出、森林施業の集約化、路網整備等の推進による生産性の向上、しいたけやたけのこ等特用林産物の施設整備等に取り組んできた。

その結果、令和3年林業産出額は190億円（全国7位）となっている。木材生産については、ヒノキの素材生産量は全国3位、特用林産物の生産量については、乾（ほし）しいたけが全国3位、竹材が全国2位など上位を占めている。

水産業においては、くまもとの水産業の元気づくりの実現を目指し、持続的な漁業生産を支える漁場環境と生産体制の強化や流通改革を通じた売れる県産水産物づくり、漁

業を担う人材の確保と組織の強化、水産業を通じた地域の活性化等に取り組んできた。

その結果、令和3年の漁業産出額は342億円（全国12位）、うち、海面養殖業産出額は299億円（全国4位）となっている。海面養殖業の養殖収穫量では、しまあじ、ふぐ類、まだいが全国2位、くるまえびが全国3位、のり類、まあじ、真珠が全国4位など、上位を占めている。（熊本県

「くまもとの農林水産業 2023」）

「くまもと県南フードバレー構想」との連携による県農産物の販売力強化や6次産業化の推進、スマート農林水産業の導入による省力化・生産性の向上、就業時の生産体制確立及び新規就業者へのサポート体制に対する助成等に取り組むことで、稼げる農林水産業の実現を目指す。



②阿蘇地域の山々や天草地域の海等の自然環境を活用した自然共生型産業分野（アグリ・バイオ・ヘルスケア等）

本県は、阿蘇地域の山々や天草地域の海等の豊かな地域資源を有することから、焼酎やみそ、醤油などの発酵食品をはじめとするバイオ分野に強みを持ち、江戸時代から続く長寿企業や大学発のバイオベンチャーなどの企業を輩出してきたほか、産・学・官が連携した取組みにより本県の地域ブランドでもある「球磨焼酎」の酵母を開発するなどの研究成果を創出してきた。

その結果、令和3年の本県製造業における製造品出荷額ベースで、焼酎12,292百万円（全国7位）、味噌1,621百万円（全国14位）、醤油2,505百万円

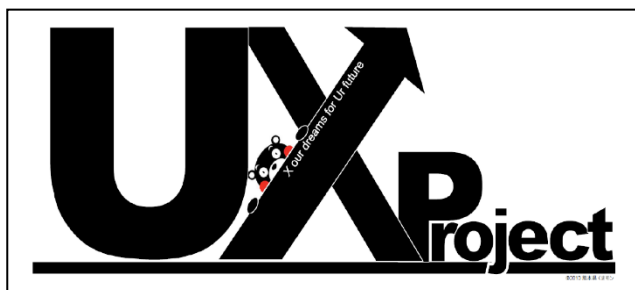
（全国14位）（経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」）となっている。また、九州地域バイオクラスター推進協議会を中心に機能性表示食品の商品開発や届出支援に積極的に取り組んでおり、令和5年3月末時点で届出累計件数は746件となっている。

本県では、「強みとなる資源」を単に活用するのではなく、複数の地域資源の掛け合わせや人的・知的資源の活用等を通じて付加価値を増大させ、アグリ、バイオ、ヘルスケアのほか食品加工、環境、水といった地域資源を核とした「自然共生型産業」の創出に取り組んできた。

さらに、本県では、平成28年から産・学・官に金融機関を加えた産学官金で「熊本県次世代ベンチャー創出支援コンソーシアム」を組織し、成長産業の創出につながる起業家を発掘、育成する創業支援プログラム「熊本テックプランター」を実施している。この取組みによって、令和5年3月末時点で、バイオ・ヘルスケア等を中心としたベンチャー企業が16社起業している。

また、令和2年度からは、空港周辺地域を拠点にライフサイエンス分野を中心として、ビジネス創出の好循環（エコシステム）形成を目指す「UXプロジェクト」を推進し、実証実験サポート事業等に取り組んでいる。プロジェクト推進のための人的・技術的拠点であるUXイノベーションハブの整備には、一定の期間を要することから、まずは最低限の機能を備えた「Pre-UX イノベーションハブ」を令和4年10月に開設しており、半導体・自動車関連産業に続く本県の第3の柱となるライフサイエンス産業の創出を推進していく。

その他、本県の自然環境を活かした地理的優位性から、再生可能エネルギー関連産業についても、今後成長の可能性が見込まれる産業である。地熱発電をはじめとする、太陽光、風力、小水力発電等の再生可能エネルギー産業の発展により、脱炭素化に貢献する。

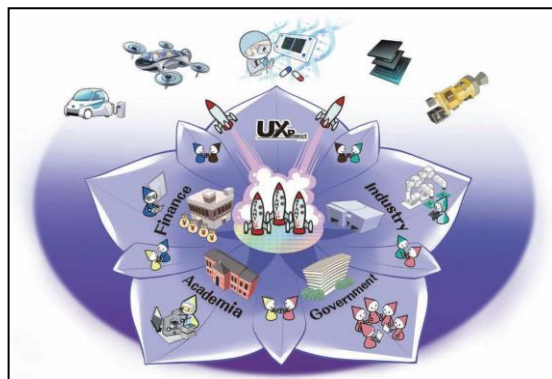


③本県の半導体、輸送用機械、食品・医薬品・医療機器等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

本県では、ほぼ県内全域で半導体（電子部品等）、輸送用機械、食品・医薬品・医療機器等関連の産業集積を図ってきた。

その結果、令和3年の本県製造業における製造品出荷額ベースで、生産用機械器具（20.0%、6,448億円）、電子部品・デバイス・電子回路（12.9%、4,161億円）、食料品（12.6%、4,047億円）、輸送用機械器具（12.5%、4,039億円）（経済産業省「2022年経済構造実態調査」）が上位を占め、これらの産業で本県製造業の約6割のシェアを有している。

半導体関連産業については、昭和42年に三菱電機(株)熊本第一工場が建設され、集積回路の組立を開始したのが始まりで、昭和44年に九州日本電気(株)(現:ルネサスセミコンダクタマニファクチュアリング(株))が進出し、世界でもトップレベルの拠点工場となった。また、テクノリサーチパーク、セミコンテクノパークなどの工業団地を整備し、東京エレクトロン九州(株)やソニーセミコンダクタ九州(株)(現:ソニーセミコンダクタマニファクチュアリング(株))を始め多くの関連企業が立地した。令和4年には台湾の世界的半導体メーカーが進出し、さらに半導体関連産業の集積が進んでいる。令和5年3月には「くまもと半導体産業推進ビジョン」を策定し、「半導体インフラを支え、挑戦し続ける熊本」の実現を目指す。



輸送用機械関連産業については、昭和48年の日立造船(株)有明工場、昭和51年の本田技研工業(株)熊本製作所の進出を契機に、アイシン九州(株)、エイティール九州(株)、愛三熊本(株)等の部品メーカーの進出により、地場企業を育成する形で産業集積が進んだ。

食品・医薬品関連産業では、リバテープ製薬(株)の工場新設や(株)湖池屋の進出等、大規模投資が活発に行われている。

④「くまもとDX推進コンソーシアム」や熊本県産業技術センターの取組み等を活用したデジタル関連分野

少子高齢化による人口構造の変化や若者層を中心とした人口の社会減、脱炭素に向けた経済・社会の再構築の動き等、経済構造の変化に対応するには、デジタル化による変革が重要である。

本県では、産業技術センターを地域の技術開発拠点と位置付け、IoT設備や技術の蓄積、製品の試作・開発を行う試験研究設備のネットワーク化、IoT技術相談等に対応してきた。近年では、デジタル実装支援に係るデジタルものづくり中核人材育成支援やDX導入モデル企業支援等を実施することで、県内企業のDX実現を推進している。

加えて、県全体でDXを推進していくための産学官共通の羅針盤として、10年後の熊本の「あるべき姿」をデザインした「くまもとDXグランドデザイン」を令和3年度に策定した。当該グランドデザインの具体化を進める産学官による組織「くまもとDX推進コンソーシアム」を令和4年6月に設立し、DX機運の醸成、事例創出、企業における取組支援・マッチング等を実施している。

また、主に製造業を対象として、地域未来投資促進補助金によるデジタル関連分野事業への補助、デジタル技術活用に関する専門家チームの派遣、年間100社程度の経営者を

対象としたD Xの必要性に関する啓発等を行い、D X実現をさらに促進している。

また、本県においては、中心市街地の活性化、拠点性向上等に向け、オフィス系企業の誘致に取り組んできた。平成18年のソフトバンク（株）のインターネットサポートセンターの立地後、B P Oセンター（Business Process Outsourcing、事務オペレーションセンター）やコールセンター、I T企業等の県外資本のオフィス系企業が立地し、これまでに100件以上の企業が立地している。熊本市を中心に情報通信関連の産業集積が進んでおり、6,000人を超える雇用を創造している他、地方への新たなオフィス需要の創造等、地域の活性化に寄与している。

さらに、企業の財務経理、人事業務などのB P Oサービスをグローバルに展開するアクセンチュア（株）や（株）ビジネスブレイン太田昭和など主要企業数社が国内の拠点として本県に事業所を開設しており、オフショアからニアショアへの動きなども踏まえ、本県の更なる拠点性向上が期待されている。

九州の中央に位置し、アジアに近接している地理的優位性や現在の集積効果を活かし、熊本市以外の他地域への立地も促すことで、県全体の雇用の創出及び地域経済の活性化を図っていく。



⑤県内各地の観光資源や世界文化遺産、県産品等を活用した観光・物産分野

本県には、観光の柱である阿蘇くじゅう国立公園や熊本城、世界文化遺産に登録された万田坑、三角西港及び崎津集落、日本遺産に認定された人吉球磨や菊池川流域、八代、ユネスコ無形文化遺産に登録された八代妙見祭や野原八幡宮風流等、県内各地域に豊富な観光資源がある。

阿蘇くじゅう国立公園は、平成28年7月に国内8つの国立公園が選定された「国立公園満喫プロジェクト」に採択され、世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化を図ってきた。令和5年7月には、南阿蘇村に「熊本地震震災ミュージアム K I O K U」がオープンし、熊本地震の追体験とともに、地震の発生メカニズムや熊本地震から得られた教訓を発信している。

令和2年7月豪雨で被災した球磨川流域では、観光地の復旧復興を進めるとともに、受入環境の整備、球磨川アクティビティやアニメコンテンツを活用した誘客促進策に取り組んでおり、被災地域に人流を促す効果が期待されている。

また、令和5年に開催するラグビー日本代表国際試合、「ツール・ド・九州」、国際バドミントン大会

「熊本マスターズジャパン」の3つの国際スポーツ大会などを通して、交流人口の拡大を図るスポーツツーリズムを推進する。

さらに、インバウンド誘客やクルーズ船寄港増加に向けて取り組むとともに、高付加価値旅行商品の開発や観光地の活性化、観光DXの導入・普及を図り、各地域の観光資源を最大限に活用しながら、観光産業を柱とした創造的復興を目指す。

物産分野については、県産品の消費拡大に向けて、新商品開発や販路拡大支援を行う。特に、県産品の輸出や大都市圏へのプロモーション、Eコマースの強化、県産酒のブランド力向上に力を入れる。



⑥阿蘇くまもと空港や八代港、熊本港、熊本駅等のインフラを活用したまちづくり分野

阿蘇くまもと空港は、昭和46年に開港し、熊本市中心部から東へ18kmに位置している。

空港の運営権を民間に売却するコンセッション方式を導入し、令和2年4月から熊本国際空港（株）による空港運営を開始した。令和5年3月には国内線・国際線一体型の新旅客ターミナルビルが開業され、交流人口の拡大と地域の活性化が期待されている。加えて、熊本地震からの創造的復興の総仕上げとして、空港と周辺地域の活性化に向けて熊本市中心部と空港を結ぶ空港アクセス鉄道の整備等に取り組んでいる。

また、空港周辺地域を核に県経済の更なる発展並びに創造的復興の先にある“地方創生”を実現するため、「新大空港構想」を令和5年度中に策定することとしている。

空港利用者数については、令和4年度は約264万人（国土交通省「令和4年空港管理状況調書」）、航空貨物取扱量については、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける以前は、年間約16,000トンで推移していた。

・熊本空港からの空路（令和5年9月現在）

東京（21便／日）へ90分
大阪（13便／日）へ65分
名古屋（5便／日）へ75分
静岡（1便／日）へ85分
沖縄（1便／日）へ90分
天草（1便／日）へ20分
ソウル（1便／日）へ90分
台北（7便／週）へ150

分



高雄 運休中

香港 運休中

八代港は、九州の中南部地域に立地する企業や様々な産業の物流拠点として重要な役割を果たしている。

平成30年には大型ガントリークレーン設置を含む新たなコンテナターミナルが供用開始され、近年大型化が進む船舶を十分受け入れることが可能となった。

また、クルーズ船専用壁（耐震強化）、大型バス駐車場、C I Q機能を持つ旅客ターミナル及びくまモンパーク等の物流・人流の拠点性を併せ持つ「くまモンポート八代」が令和2年3月に完成した。九州各地の生産拠点を結ぶハブ機能を持った南九州の物流・人流拠点を目指し、熊本港とともに観光・物流産業を中心とした産業振興を図っていく。

加えて、九州縦貫自動車道は福岡から鹿児島・宮崎を結ぶ九州の縦軸の骨格幹線道路であり、県内各IC周辺では、物流拠点としてのポテンシャルも高いことから、企業の集積を図っていく。

また、熊本市と大分市を結ぶ中九州横断道路沿線では、令和6年12月の本格稼働に向けて、世界的半導体企業であるTSMC関連工場の建設が進められており、更なる半導体関連企業の集積が見込まれる。本道路が整備されることで、大幅に輸送時間の短縮が図られ、物流効率化や深刻化している周辺の渋滞緩和、地域振興に大きく貢献できる。

加えて、TSMC関連工場周辺では、新たな交通需要に対応するため、都市計画道路菊陽空港線、県道大津植木線の多車線化、合志ICアクセス道路等の整備に取り組んでおり、これらの整備により、阿蘇くまもと空港や中九州横断道路へのアクセスの向上や、半導体生産拠点に関連する物流の効率化・人流の円滑化が図られる。

さらに、本県の陸の玄関口である熊本駅では、周辺地区の再整備事業とともに、令和3年4月に新ランドマークとなる「アミュプラザくまもと」がオープンし、交通拠点性と周辺の都市機能が向上した。また、桜町再開発事業により、令和元年にバスターミナルを備えた大型商業施設である「SAKURAMACHI Kumamoto」がオープ

ンした。これらの再開発事業等により、熊本市中心部では、都市再生の核としての利便性の向上や県央交通の結節点としての機能強化がなされ、観光交流や交流人口の拡大が見込まれる。

今後、これらの交通インフラの持つ人流・物流機能を最大限に活用し、周辺地域の産業集積や観光拠点などのまちづくりを促進していく。

(3) 地域経済の成長発展に特に資するものとして指定する業種

- ①
- ②
- ③

(4) 指定の理由

- ①
- ②
- ③

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載した地域の特性を生かして、地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。方針としては、設備投資への減税措置の創設、公共データの民間開放、事業者の相談窓口の設置に加え、地方創生関連施策などの国の支援策も積極的に活用していく。

(2) 制度の整備に関する事項

①不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設・運用

県内において、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税、固定資産税（一部市町村を除く。）の減免措置に関する条例を制定・運用する。

②デジタル田園都市国家構想交付金の活用

基本計画の計画期間内において、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を活用し、農林水産業分野、自然共生型産業分野、成長ものづくり分野、デジタル関連分野、観光・物産分野、まちづくり分野において、設備投資支援等による事業環境の整備や、販路開拓の強化等を実施する予定。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①各種統計データの情報公開

国勢調査等の各種統計データを活用しやすい形にして県ホームページ上で提供する。

②公設試が保有している技術関係の情報公開

熊本県産業技術センターが実施している研究内容について、研究報告書、業務報告書、事業計画書等をホームページ等で公開することにより、技術関係の情報公開を行う。

上記を進めるにあたり、熊本県個人情報保護条例に基づいて適切な保護等の処理を行うものとする。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

県及び各市町村に本制度に関する相談窓口及び事業者からの提案を受け付ける専門窓口を設置し、必要に応じて首長にも相談した上で対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①市町村及び県の緊密な連携

土地利用調整計画や不動産取得税の減免をはじめとして、地域経済牽引事業に関する手続については、市町村と県が緊密な連携と適切な役割分担を図り、事業者に対してきめ細やかな対応を図る。

②スタートアップへの支援（事業者の成長促進等）

本県では空港周辺地域を拠点に、ライフサイエンス分野を中心として、ビジネス創出の好循環（エコシステム）形成を目指す「U Xプロジェクト」を推進している。U Xイノベーションハブの整備や実証実験サポート事業等をとおして、本県の社会課題の解決や県民サービスの向上に繋げていくとともに、スタートアップ企業等への支援により新産業の創出を促進する。

③地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強靱化の支援

台湾の世界的半導体メーカーの進出を契機とし、県内全域の経済成長に繋げるため、令和5年3月に「くまもと半導体産業推進ビジョン」を策定した。産業技術センターによる技術的支援や各種補助制度による財政的支援、リスクリング講座開催による実践型人材の育成支援や幅広い世代に応じた半導体教育、くまもと3D連携コンソーシアムの設立等による異分野オープンイノベーションの推進を重点的に取り組んでいく。

④人材育成・確保支援

地域経済牽引事業の促進に当たっては、事業者がどのような人材を求めているのかを事前に把握し、国や県の施策の活用を図りながら、地元大学等と連携して最適なプログラムの作成や研修等を行い人材の育成に努める。

また、「熊本県プロフェッショナル人材戦略拠点」や「熊本県U I J ターン就職支援

センター」と連携して、副業プロ人材の活用等、首都圏等に在住する人材獲得を支援する。

⑤道路、港湾、空港等のインフラ整備との連携及び産業用地の確保支援

地域経済牽引事業を促進するに当たっては、広域的な視点も踏まえ、国との適切な役割の下、道路、港湾、空港等社会資本に関する整備計画との連携を図られるよう情報提供等に努める。

また、農業振興と企業進出の両立を図った土地利用調整に取り組む市町村を支援することを目的として、県庁内に「半導体拠点推進調整会議」を設置している。市町村からの農振除外に関する相談を受け付ける総合相談窓口の設置や市町村への特例法等の活用について働きかけ等を行っていく。

⑥デジタルトランスフォーメーションの促進支援

産学官で構成する「くまもとDX推進コンソーシアム」による、DX機運の醸成、事例創出、企業における取組支援・マッチング等を実施していく。また、地域未来投資促進補助金によるデジタル関連分野事業への補助、デジタル技術活用に関する専門家チームの派遣、年間100社程度の経営者を対象としたDXの必要性に関する啓発等を行っていく。

⑦事業承継支援

地域経済牽引事業の促進に当たっては、地域経済牽引事業の直接の実施主体である企業のみならず、取引先や関連企業が安定して事業を継続することが不可欠。

後継者問題等によって、これらの企業の事業継続が困難になることがないように、「熊本県事業承継・引継ぎ支援センター」をはじめとした事業承継ネットワーク構成機関が連携し、情報発信や事業承継に関するワンストップ支援を行う。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度 (初年度)	令和7年度・・・	令和10年度 (2028年度) (最終年度)
【制度の整備】			
① 不動産取得税、 固定資産税の減 免措置の創設・ 運用	運用	運用	運用
② デジタル田園都 市国家構想交付 金の活用	運用	運用	運用

【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①各種統計データの 情報公開	運用	運用	運用
②公設試が保有して いる技術関係の情報 公開	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談窓口、専門窓口 の設置	運用	運用	運用
【その他】			
① 市町村及び県の 緊密な連携	運用	運用	運用
② スタートアップ への支援	運用、必要に応じて 関係機関と意見交換	運用、必要に応じて 関係機関と意見交換	運用、必要に応じて 関係機関と意見交換
③ 重要産業のサブ ライチェーンの 構築・強靱化の 支援	運用、必要に応じて 関係機関と意見交換	運用、必要に応じて 関係機関と意見交換	運用、必要に応じて 関係機関と意見交換
④ 人材育成・確保 支援	運用、必要に応じて 関係機関と意見交換	運用、必要に応じて 関係機関と意見交換	運用、必要に応じて 関係機関と意見交換
⑤ 道路、港湾、空港 等のインフラ整備 との連携及び 産業用地の確保 支援	運用、必要に応じて 関係機関と意見交換	運用、必要に応じて 関係機関と意見交換	運用、必要に応じて 関係機関と意見交換
⑥ デジタルトランス フォーメーションの 促進支援	運用、必要に応じて 関係機関と意見交換	運用、必要に応じて 関係機関と意見交換	運用、必要に応じて 関係機関と意見交換
⑦ 事業承継支援	運用、必要に応じて 関係機関と意見交換	運用、必要に応じて 関係機関と意見交換	運用、必要に応じて 関係機関と意見交換

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

県内関係者が一体となって地域経済牽引事業を促進していくためには、地域の支援機関が連携し、それぞれの能力を最大限に発揮し、事業者の事業段階に応じて適切な支援を行っていく必要がある。このため、事業者への支援方法や支援機関同士の連携のあり方などについて、地域経済牽引事業促進協議会等で一堂に会し意見交換等を行うことで、各支援機関の強みを生かしたより効果的な支援につなげていく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進

○熊本県産業技術センター

熊本県産業技術センターは、産業技術及び農林水産物の加工に関する研究開発、指導及び支援、並びに適正な計量の実施の確保を行い、もって県内産業の振興を図ることを目的として熊本県が設置した技術支援機関。

バイオテクノロジー、エレクトロニクス、新素材などの先端技術から公害防止、省エネルギー、生産管理、農産加工といった身近な技術まで、熊本の地域に根ざした研究開発や技術指導などの種々の活動を通じて、地域企業の技術力向上の支援を行っている。

○国立大学法人熊本大学

熊本大学は、昭和24年に設置された国立大学で、7学部（文学部、教育学部、法学部、理学部、医学部、薬学部、工学部）8研究科（教育学研究科、社会文化科学教育部、自然科学研究科、自然科学教育部、医学教育部（修）、医学教育部（博）、保健学教育部、薬学教育部、法曹養成研究科）からなる総合大学。その他、人文社会科学研究部、先端科学研究部、生命科学研究部の大学院や発生医学研究所、パルスパワー研究所、先端マグネシウム国際研究センターなどの特色ある研究センター、地域の水資源や防災・地域デザインを研究するくまもと水循環・減災研究教育センター、エイズ学研究センター、永青文庫研究センター等の学内共同教育研究施設を有する。また、国際先端医学研究機構および国際先端科学技術研究機構では世界最先端の研究者を結集し国際的にも先端の研究を実施している。これらの研究・教育環境で地域における研究中枢的機能及び指導的人材の養成機能を果たし、世界に開かれた情報拠点として、世界に向けた学術文化の発信に努めることにより、地域の産業の振興と文化の向上に寄与している。これに加えて、情報融合学環、工学部半導体デバイス工学課程の創設が令和6年4月に予定されている。

○公立大学法人熊本県立大学

熊本県立大学は、本県唯一の公立大学であり、文学部、環境共生学部、総合管理学部の3学部と3研究科からなる。人文科学・自然科学・社会科学の学問の三分野を覆う総合的な大学として、学際的な方法による総合的な知識の形成と学問の創造を目指している。

「地域実学主義」を教育理念とし、「理論を現場に学ぶ」体験的、実践的学修方法であるフィールドワークや、地域課題解決と教育を結びつけた地域づくりキーパーソンを育成する「もやいすと」育成プログラムなど、現場に学び実践力を育むための教育を展開している。また自治体・企業等と「包括協定」を締結し、各研究室において、共同研究などに取り組んでいる。

○学校法人君が淵学園 崇城大学

崇城大学は、昭和40年に熊本工業短期大学として設置され、工学部、情報学部、生物生命学部、芸術学部、薬学部の5学部3研究科からなる理系総合大学。豊かな人間性と「いのちとくらし」に関する高度な専門性を有する人材を育成し、人物及び技能の両面を通して、「いのちとくらし」の各専門分野における革新と貢献を目指している。

崇城大学では産学連携を推進しており、衝撃超高圧の先端的技術開発や世界最小・最軽量のバッテリー開発等のエネルギーエレクトロニクス、有機薄膜やバイオテクノロジー、“ガン撲滅”をテーマにしたライフサイエンスなど、幅広い分野で企業等との共同研究に取り組んでいる。また、地域コミュニティブランド（SCB）手法を活用した地域活性化・地域情報化、コミュニティビジネスの創発、起業支援、災害復興支援としての廃棄ガラス繊維強化プラスチックの完全リサイクルの研究、地場製品のデザイン開発など、多様な地域課題についても、自治体や地元企業等と連携しながら取り組みを行っている。

○学校法人東海大学（熊本キャンパス）

東海大学（熊本キャンパス）は、昭和48年に九州東海大学として開校し、文理融合学部、農学部、経営学部、基盤工学部の4学部3研究科。昭和55年には阿蘇校舎に農学部を開設し、農学部では全国初のモニター農家制度を発足した。令和5年4月には熊本地震で甚大な被害を受けた農学部の復興を目指して、阿蘇くまもと空港の隣接地に「阿蘇くまもと臨空キャンパス」を設置した。

科学技術の進歩と産業構造、生活様式の変化に、工学・農学の研究面で貢献しようと、産業技術研究所及び総合農学研究所を設立し、成果の公开发表を行うとともに、平成18年3月に熊本県農業研究センターと包括学術交流協定を締結し、農業分野における共同研究や研究員の交流を進めている。

②市場に関する調査研究及び情報提供、経営能率の向上の促進

○公益財団法人くまもと産業支援財団

くまもと産業支援財団は、平成13年に3つの財団を統合し「くまもとテクノ産業財団」として設置。中小企業をはじめとする地域産業の総合的な振興発展、活力ある経済社会を構築することを目的としている。

県内中小企業等への経営相談・指導事業、新事業展開支援事業、ビジネスマッチング事業、国等の研究開発事業化支援事業等を実施している。

なお、令和5年4月に（一財）熊本県起業化支援センターを統合し、新規起業家や新分野進出企業の支援を目的として、資金提供や財務・経営等に関する総合的コンサル事業も実施することとした。

○一般社団法人熊本県工業連合会

熊本県工業連合会は、平成7年に設立、平成22年に一般社団法人へ移行し現在310の企業会員と19の団体会員からなる。県内工業界の力を集結して共通課題の解決にあたり、工業の振興とともに地域社会の発展に貢献することを目的としている。

会員相互が最新情報を交換するグループ活動、トップマネジメントセミナーや社員研修、産学連携セミナー、令和5年度で10年目を迎えた台湾企業との商談会などを実施している。

○熊本県商工会連合会

熊本県内の49の商工会の連合組織で、各商工会は、地域の事業者が業種に関わりなく会員となって、お互いの事業の発展や地域の発展のために総合的な活動を行う。

また、国や都道府県の小規模企業施策（経営改善普及事業）の実施機関でもある。

経営指導員が常駐しており、経営・金融・税制・労働など経営全般にわたって、地域企業のサポートを実施している。

○熊本県商工会議所連合会

熊本県内9の商工会議所の連合組織で、各商工会議所は、地域の商工業者の世論を代表し、商工業の振興発展に努めて、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

経営指導員による経営相談や公的融資制度の斡旋、創業支援、会員ニーズに即したセミナー・講演会を実施している。

○熊本県中小企業団体中央会

熊本県中小企業団体中央会は、昭和30年に設立し、中小企業等協同組合法により中小企業の組合等を会員として設立された団体。

中小企業の連携組織化を支援し、組合並びに中小・小規模事業者向けの各種講習会の

開催、経営の効率化等に向けた専門家の派遣、中小企業の労働事情や、組合の実態、業界の景況調査・情報提供、販路開拓支援を実施している。

③資金の融通の円滑化

○熊本県信用保証協会

熊本県信用保証協会は、信用保証をもって中小企業金融の円滑化を図る公的な保証機関で、昭和24年に設立。中小企業が銀行その他の金融機関から融資を受ける際の債務保証や、財務診断や経営相談といった経営支援を実施している。

特に、地域未来投資促進法第18条に基づき、地域経済牽引事業に対しては普通保険等を別枠で追加するとともに、保証枠の拡大を措置する。

○株式会社肥後銀行

株式会社肥後銀行は、県内外に125店舗を有する地方銀行で、大正14年に肥後協同銀行として創設。平成27年度には、盤石な経営基盤の確立と新たな地域密着型ビジネスモデルの創造を目的に、鹿児島銀行と共同株式移転による持株会社「九州フィナンシャルグループ」を設立。

お客様のニーズに即した融資やコンサルティング等の機能を強化しながら、多様な金融サービスを提供。近年は、地域産業の持続的成長に向け、SDGsやDX、カーボンニュートラルへのコンサルティングや専用の金融商品提供など幅広いニーズに対応。

○株式会社熊本銀行

株式会社熊本銀行は、県内外に70店舗を有する地方銀行で、昭和4年に設立。平成19年に福岡銀行との共同株式移転で設立した株式会社ふくおかフィナンシャルグループ（以下、FFGという）の一員として、主に本県内を中心に高度かつ多様な金融サービスを提供。

取引先のニーズに応じたオーダーメイド型の多様な資金調達メニューにより幅広い資金調達ニーズへの対応や、FFGによるDXサポート、関連会社FFGインダストリーズによる金属加工製品を中心とした受注業務支援など、幅広い分野にてソリューション機能を有する。

④技術者育成等

○熊本県立技術短期大学校

熊本県立技術短期大学校は、産業構造変革の時代が求める優れた人材を育成するために平成9年に設立。「実学融合」の理念に基づく実践的なカリキュラムや最新鋭の設備・機器、さらには産業界や学界など多方面から集められた指導スタッフをはじめとする組織体制など、実践力に富む人材を育成するための万全のシステムを整えている。

技術革新によるME（マイクロエレクトロニクス）化、情報化などに対応できる高度な技術及び知識を兼ね備えた実践技術者を育成し、県内企業に人材を供給している。

また、半導体技術科の新設や、改正構造改革特区法を活用して熊本大学への編入学を可能とするなど、半導体人材育成の取組みを進めている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（１）環境の保全

地域経済牽引事業の実施にあたっては、環境基本法等の環境保全関係諸法令に基づき、公害の防止はもとより、可能な限り自然環境に影響を与えないように環境保全に十分配慮するとともに、エネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適切なリサイクル・廃棄物処理等によって、温室効果ガスの排出削減を図り、大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り増加させないように努め、「熊本県環境基本条例」、「熊本県環境基本指針」、「熊本県環境基本計画」等との整合を図り、「環境立県くまもと」の実現に寄与する。

また、地域住民の理解が得られるよう、必要に応じて地域住民等への説明会を開催するほか、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭を防止するため、事業者と市町村等が環境保全協定を締結するなど、環境の保全に取り組む。

環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

なお、本基本計画は公園計画との整合を図り、地方環境事務所および本県の自然環境部局との調整を行ったうえで策定したものである。

（２）安全な住民生活の保全

本県においては、平成１７年に制定した「熊本県犯罪の起きにくい安全安心まちづくり条例」や、「犯罪の起きにくい安全・安心まちづくり基本方針」により、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携し、一体となった取組みを進めている。

本基本計画に基づき、地域経済牽引事業を実施するに当たって、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏を確保するため、次のことを推進する。

①防犯設備の整備

地域住民が、事業所及びその付近において、犯罪被害に遭わないようにするために、事業所の敷地内外において、防犯カメラの設置、照明の設置等の防犯に配慮した環境の整備を行う。

②防犯に配慮した施設の整備・管理

道路、公園、工場等における植栽の適切な配置や剪定により、見通しを確保するほか、夜間において公共空間や空き地がたまり場等になり地域住民に迷惑を及ぼす行為に

利用されないように管理を徹底する。

③従業員に対する防犯指導

従業員に対して法令の遵守や被害の防止について指導するほか、外国人の従業員に対して、日本の法制度について指導する。

④地域における防犯活動への協力

地域住民等が行う防犯ボランティア活動等に参加するほか、これに対して必要な物品、場所等を提供するなどを推奨する。

⑤不法就労の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、旅券等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど、事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

⑥地域住民との協議

事業者又は関係自治体が基本計画に基づき地域経済牽引事業を推進するための措置を実施するにあたってはあらかじめ地域住民の意見を十分に聴取する。

⑦警察への連絡体制の整備

犯罪又は事故の発生時における事業者から警察への連絡体制を整備する。

(3) その他

P D C A体制の整備等

毎年、地域経済牽引事業促進協議会を開催するなど、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを行い、効果の検証と事業の見直しを実施する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

【農地及び市街化調整区域の範囲】

(熊本市) 重点促進区域B：地図上の位置B

土地利用の調整を行う区域（約28ヘクタール）は、別紙のとおり。

本区域は農地が存在するため、当該地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、農地区分等に応じて、土地利用調整計画を策定する必要がある。なお、本区域内の農用地区域の面積は、約27ヘクタール。

(熊本市) 重点促進区域C：地図上の位置C

土地利用の調整を行う区域（約15ヘクタール）は、別紙のとおり。

本区域は農地が存在するため、当該地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、農地区分等に応じて、土地利用調整計画を策定する必要がある。なお、本区域内の農用地区域の面積は、約15ヘクタール。

(合志市) フレッシュ工房・NAS：地図上の位置 7-B

御代志字高良木 499-3、501-1

重点促進区域の区域内においては、市街化調整区域が存在しているため、当該地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

なお、本区域は現在、株式会社フレッシュ工房の駐車場として使用されている。

(宇土市) 地図上の重点促進区域

土地利用の調整を行う区域は（約3.9ヘクタール）、別紙のとおり。

本区域は農用地区域であるため、当該地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、農地区分等に応じて、土地利用調整計画を策定する必要がある。なお、本区域に市街化調整区域は存在しない。

(嘉島町) 重点促進区域3：地図上の位置C

土地利用の調整を行う区域（約5.7ヘクタール）は、別紙のとおり。

本区域は、全域が市街化調整区域であり、地区計画による計画的な立地を誘導することから、本制度（地域未来投資促進法）に基づく市街化調整区域の土地利用調整は行わない。

また、本区域は、農用地区域並びに、農用地区域に隣接し一体的に活用する第二種農地であるため、当該地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

【地区内における公共施設整備の状況】

(熊本市) 重点促進区域B

上水道は、本区域の北側にある一般県道熊本空港線に沿って布設されているものの、下水道については、本区域の西側500メートル程度にある市道小山5丁目戸島本町第1号線までの敷設となっていることから、地域経済牽引事業の内容、施設や従業員の規模を踏まえ、必要な場合は、開発する区域内や既存管等に接続する新たな下水道を整備する事で対応可能である。なお、新たな下水道や開発区域内道路などのインフラについては、事業

者が整備を行うこととする。

（熊本市）重点促進区域C

上水道及び下水道いずれも、本区域の西側と南側が接する市道改寄町第19号線に沿って布設又は敷設されており、必要に応じて、開発区域内のインフラを整備することで対応可能である。なお、新たな下水道や開発区域内道路などのインフラについては、事業者が整備を行うこととする。

（合志市）

御代志地区においては、合志市役所西合志庁舎、御代志市民センター、合志市西合志図書館、合志マンガミュージアム（旧西合志郷土資料館）といった公共施設が立地している。

これらは全て整備済みであり、平成30年度の市庁舎統合に伴う西合志庁舎の新たな利活用に向けた改修計画はあるものの、新たに公共施設整備を行う必要はなく、また、電気、ガス、水道等のインフラ設備の整備を行う必要もない。

（宇土市）

上水道は、本区域の西側を縦断するように布設されている。さらに、隣接している住宅地にも布設されている。下水道については、本区域北側、南側及び西側に敷設されているほか、隣接する住宅地にも敷設されている。地域経済牽引事業の内容、施設や従業員の規模を踏まえ、必要な場合は、開発する区域内や既存管等に接続する新たな上下水道を整備する事で対応可能である。なお、新たな上下水道や開発区域内道路などのインフラについては、事業者が整備を行うこととする。

（嘉島町）重点促進区域3

下水道は本区域の北側、西側が接する町道に沿って布設されており、必要に応じて、開発区域内のインフラを整備することで対応可能である。また、開発区域内道路などのインフラについては、事業者が整備を行うこととする。

【地区内の遊休地等の状況等】

（熊本市）重点促進区域B及びC

本重点促進区域内においては、熊本市が実施した産業用地に係る調査において、遊休地等は把握されていない。

（合志市）

重点促進区域の区域内においては、合志市で実施している遊休地の調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

（宇土市）

本重点促進区域内においては、宇土市が実施した産業用地に係る調査において、遊休地等は把握されていない。

（嘉島町）重点促進区域 3

本重点促進区域内においては、嘉島町が実施した遊休地の調査において、遊休地等は把握されていない。

【他計画との調和等】

（熊本市）重点促進区域 B

本区域は、「4（2）重点促進区域設定の理由」に記載したとおり、交通インフラの充実や周辺自治体との近接性等による強みがあることから、半導体関連産業をはじめ、輸送用機械、食品、医薬品製造や物流関連等の企業による地域経済牽引事業を促進していく。

これは、熊本市都市マスタープラン（全体構想）の土地利用方針（周辺の農地や自然環境に配慮しながら、地域の振興又は発展に寄与する製造業、流通、研究機能について、地区計画による計画的な立地を誘導すること）、同プラン（地域別構想）の分野別の取組（商業施設や工業用地の立地を活かし、本市の広域的な人流・物流を支える地域として居住とのすみ分けを図ること）との調和が図られたものである。

熊本県農業振興地域整備基本方針においては、「第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項」で、農村地域における定住化、集落機能維持や地域社会の活性化を図るためには、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者等の就業機会確保も必要としている。

熊本農業振興地域整備計画においては、「第7 農業者の安定的な就業の促進計画」で不安定兼業農家の他産業への安定就業を計画的に促進し、農家所得の安定を図ることとしている。

したがって、地域経済牽引事業を促進することは、同計画との調和が図られたものとなっている。

（熊本市）重点促進区域 C

本区域は、「4（2）重点促進区域設定の理由」に記載したとおり、交通インフラの充実や周辺自治体との近接性等による強みがあることから、半導体関連産業をはじめ、輸送用機械、食品、医薬品製造や物流関連等の企業による地域経済牽引事業を促進していく。

これは、熊本市都市マスタープラン（全体構想）の土地利用方針（周辺の農地や自然環境に配慮しながら、地域の振興又は発展に寄与する製造業、流通、研究機能について、地区計画による計画的な立地を誘導すること）との調和が図られたものである。

また、重点促進区域 B と同様、熊本県農業振興地域整備基本方針及び熊本農業振興地域整備基本計画における土地利用の構想に基づき、同計画に定める整備手法による地域経済牽引事業を促進することは、同計画との調和が図られたものである。

（合志市）

市街化調整区域である合志市御代志字高良木 499-3、501-1 については、「合志市都市計画マスタープラン（2008）」において “身近な里山や河川などの自然や、豊かな農地の保全と活用を図っていく” ことが必要な地域であり、“優良農地や農村集落については、農地

及び良好な住環境の維持・保全を図りつつ、地域住民の生活利便の向上”を進め、同区域を通る“産業促進軸については、沿道及び周辺に立地する企業活動を促進するための機能強化”を図ることとされている。

今般、当該区域においては、合志市都市計画マスタープランとも整合のとれた「未来型農産業の拠点」を整備する予定としている。「未来型農産業の拠点」は、熊本県における農業・農産業の「知」及び「技」に係る機能を集約し、次世代型の「稼ぐ農業」を実現するための施設である。同拠点においては、地域農産物の選果加工のほか、新規就農等の創業促進、新技術の活用等を通じた農業振興に取り組むこととしており、従来型にはない、稼ぐ農業を実現による地域活性化を目指している。

「未来型農産業の拠点」整備は、地域資源である優良農地の維持・保全を図りつつも、新たな地域農業の振興に寄与するための地域経済牽引事業の用に供されるものであり、これらの方針と調和したものである。

（宇土市）

本区域は、交通インフラの充実や周辺自治体への近接性等による強みがあることから、半導体関連産業をはじめ、製造業や建設業、物流関連等の企業による地域経済牽引事業を促進していく。

これは、宇土市都市計画マスタープランの土地利用方針（交通利便性の高さを生かし、今後優良企業の受け皿として、計画的な土地利用調整による開発等の誘導を図る）及び、宇土農業振興地域整備計画の土地利用構想（無秩序な開発を防ぎ 農業や周辺地域との調和を図りながら 計画的な土地利用転用を進めていく）との調和が図られたものである。

また、本区域については、既存工業団地の維持・保全を図りつつ、さらに利便性の高い市街地形成を誘導するものとしている。

（嘉島町）重点促進区域 3

本区域は、国道 4 4 5 号と町内幹線道路である上仲間早田線との交差点に近接し、交通アクセスにも優れている。第6次嘉島町総合計画では「魅力ある市街地と都市景観の整備」として国道 2 6 6 号、国道 4 4 5 号沿線へ商業の誘導を推進し、また、農地の保全に努めつつ、地域経済活性化と雇用の場の確保のため農業基盤未整備農地への企業立地を誘導し、農業と環境と集落とのバランスのとれた立地に努めることとしている。

熊本県農業振興地域整備基本方針においては、「産業の導入により地域の農業者に安定した就業機会を確保し、産業の立地・導入に伴う土地利用調整による担い手への農地の集積・集約化を推進するため、積極的かつ計画的に農村地域への産業の導入を推進する。」との記載があり、地域経済牽引事業を促進することは、同計画との調和が図られたものである。

また、本区域は、集落縁辺部であり、周辺地域の市街地化を促進する区域ではなく、「将来の都市化、工業化による無秩序な開発行為を防止し、優良農用地を確保する。都市化、工業化による他用途用地については、市街化区域内と集落周辺及びまちづくり基本構想に定める区域内の農用地を利用する。」との記載がある嘉島農業振興地域整備計画書との調

和が図られたものである。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

(熊本市) 重点促進区域B及びC

①農用地区域外での開発を優先すること

地域経済牽引事業を行おうとする者の具体的な立地ニーズ(事業の見通しや必要な用地の規模等)を把握し、農用地区域外での開発を優先する。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

高性能機械による営農に支障が生じないよう、集団的農地の中央部に土地利用調整区域を設定しない。また、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進に支障が生じないよう、小規模な開発行為がまとまりなく実施されるような土地利用調整区域の設定は行わない。加えて、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標等の達成に支障が生ずる土地利用調整区域の設定は行わない。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず、農地を地域経済牽引事業の用に供する場合は、地域経済牽引事業を行おうとする者の具体的な立地ニーズを踏まえ、必要最小限の面積となるよう調整する。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

重点促進区域B及びCに、土地改良事業等(区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓に該当するもの)を実施した農地は無い。今後実施する場合は、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していないものは、土地利用調整区域に含めない。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業(以下「農地中間管理機構関連事業」という。)のうち農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地で農地中間管理権の存続期間中のもの及び農地中間管理機構関連事業を行う予定があることが公にされている農地については、土地利用調整区域に含めない。

また、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、①から③までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めない。

(宇土市) 重点促進区域

①農用地区域外での開発を優先すること

地域経済牽引事業を行おうとする者の具体的な立地ニーズ(事業の見通しや必要な用地の規模等)を把握し、農用地区域外での開発を優先する。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

高性能機械による営農に支障が生じないように、集団的農地の中央部に土地利用調整区域を設定しない。また、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進に支障が生じないように、小規模な開発行為がまとまりなく実施されるような土地利用調整区域の設定は行わない。加えて、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標等の達成に支障が生ずる土地利用調整区域の設定は行わない。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず、農地を地域経済牽引事業の用に供する場合は、地域経済牽引事業を行おうとする者の具体的な立地ニーズを踏まえ、必要最小限の面積となるよう調整する。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

重点促進区域に、土地改良事業等（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓に該当するもの）を実施した農地は無い。今後実施する場合は、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していないものは、土地利用調整区域に含めない。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法第87条の3第1項（同法第96条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定により行う土地改良事業（以下「農地中間管理機構関連事業」という。）のうち農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地で農地中間管理権の存続期間中のもの及び農地中間管理機構関連事業を行う予定があることが公にされている農地については、土地利用調整区域に含めない。

また、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、①から③までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めない。

（嘉島町）重点促進区域3

①農用地区域外での開発を優先すること

地域経済牽引事業を行おうとする者の具体的な立地ニーズ（事業の見通しや必要な用地の規模等）を把握し、農用地区域外での開発を優先する。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

高性能機械による営農に支障が生じないように、集団的農地の中央部に土地利用調整区域を設定しない。また、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進に支障が生じないように、小規模な開発行為がまとまりなく実施されるような土地利用調整区域の設定は行わない。加えて、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標等の達成に支障が生ずる土地利用調整区域の設定は行わない。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず、農地を地域経済牽引事業の用に供する場合は、地域経済牽引事業を行おうとする者の具体的な立地ニーズを踏まえ、必要最小限の面積となるよう調整する。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

重点促進区域3に、土地改良事業等（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓に該当するもの）を実施した農地は無い。今後実施する場合は、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していないものは、土地利用調整区域に含めない。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法第87条の3第1項（同法第96条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定により行う土地改良事業（以下「農地中間管理機構関連事業」という。）のうち農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地で農地中間管理権の存続期間中のもの及び農地中間管理機構関連事業を行う予定があることが公にされている農地については、土地利用調整区域に含めない。

また、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、①から③までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めない。

（3）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

（熊本市）重点促進区域B及びC

本区域は全域が市街化調整区域であり、熊本市都市マスタープラン（全体構想）における市街化調整区域等の土地利用方針を踏まえ、地域の振興又は発展に寄与する産業については、地区計画による計画的な立地を誘導することから、本制度（地域未来投資促進法）に基づく市街化調整区域の土地利用調整は行わない。

（合志市）

（立地条件）

本区域においては、九州自動車道の植木インターチェンジや北熊本スマートインターチェンジの近傍であり、大津植木線バイパスや中九州横断道路等の接続もあり、熊本・福岡都市圏へのアクセス環境に長けている。

また本区域には、地域農産物の加工（カット製造、パック詰め）を行う株式会社フレッシュ工房や植物工場事業にも取り組む株式会社エヌエーエスコーポレーションといった自然環境を活用した自然共生型産業が立地している。

今般整備予定の「未来型農産業の拠点」は共同加工場及び農業版コーポラティブオフィスからなり、地域農産物の選果加工、新規就農等創業支援、新たな農産業技術の研究開発

等、地域の農業・農産業の振興に資する事業を実施することとしており、同拠点の整備及び同拠点での各種事業の実施に起因して、周辺における市街化を促進・誘発するおそれはない。

当市は総面積の約9割が市街化調整区域となっており、開発行為に対しての制限が強い。1割程の市街化区域においては住居系の活用が9割超と、足もとで人口流入が続く当市の市街化区域内で開発を実施するのは困難な状況である。また、基幹産業である農業の振興を主たる目的としている共同加工場では、地域農家から農産物を集荷し、運搬、選果加工等の作業を行うこととなり、その点においては農業用地が多く集まる市街化調整区域内での実施が適している。加えて、「未来型農産業の拠点」に関連する既存工場も近接しており、事業者間の連携強化による効率化並びに相乗効果の発揮が見込まれる。

以上のことから、本区域において整備を予定する「未来型農産業の拠点」については、原料となる農産等の生産地の近傍にあり、既存関連工場に近接しているほか、流通の結節点である高速植木インターチェンジ、北熊本スマートインターチェンジの近傍にも立地する食品加工工場及び研究施設であり、立地条件は適当である。

（対象施設）

上記立地条件や当市が有する地域特性及びその活用戦略である「稼ぐ農業」の実現を通じた地域活性化の趣旨を踏まえると、本区域における以下の施設については、本市農業との健全な調和を図りつつ、機能的な都市活動を行うためのものであり、事業の性質上、農業用地が多く集まる市街化調整区域内での実施が適当であるとともに、その周辺においてむやみに市街化を促進するようなものではなく、立地の必要性を認めることができる。

○「未来型農産業の拠点」においては、以下のような事業を通じて、「稼ぐ農業」を実現し、地域農業の振興ひいては地域経済・産業の活性化を図ることとしている。

(1) 地域農産物の共同加工場（基本方針の第一へ(3)②における（i）高速自動車国道、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港その他の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地する食品関連物流施設、植物工場、生体材料の研究施設及び工場に限る）

- ・主婦、高齢者、障がい者等の地域雇用
- ・農家の作業負担軽減を通じた耕地面積の拡大及び農家所得の向上

(2) 農業版コーポラティブオフィス（基本方針の第一へ(3)②における（ii）医薬品又は食品の原料又は材料として使用される農林水産物等の生産地等及び現に試験研究の用に供されている試験研究施設等の近傍に立地する研究施設及び工場に限る）

- ・高収益・高付加価値農産物に係る研究開発及び試験栽培
- ・先端技術を用いた、農業関連の高機能生産設備等の研究開発
- ・域内低未利用地を活用した農業版フランチャイズ方式等による未来型農業の実践
- ・上記のほか、農業に関する課題解決に資する事業

○同拠点は原料となる農産等の生産地の近傍にあり、既存関連工場に近接しているほか、流通の結節点である植木インターチェンジ、北熊本スマートインターチェンジの近傍にも立地する食品加工工場及び研究施設であることから、基本方針の第一へ(3)②における（i）（ii）に該当するものである。

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「熊本県地域未来投資促進基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。